

建物火災の被害にあわれた方へ

清須市内にある建物が火災にあった場合には、「り災証明」が発行されます。り災証明を取得することで、次の(2)から(8)までの各種支援を受けることができます。



(1) り災証明の取得について

建物等が火災にあった場合には、西春日井広域事務組合より「り災証明」が発行されます。

◆お問い合わせ先

西春日井広域事務組合消防本部 消防課（電話番号：0568-22-4954）
愛知県北名古屋市井瀬木狭場 15 番地



(2) 市税の減免について

火災による建物被害等の状況により、固定資産税・市民税の減免を受けることができます。

◆お問い合わせ先（担当課）

清須市 総務部 税務課 固定資産税係・市民税係



(3) 国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料及び国民年金保険料の減免等について

火災による建物被害等の状況により、国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料及び国民年金保険料の減免等を受けることができます。

◆お問い合わせ先（担当課）

清須市 市民環境部 保険年金課 国民健康保険係・医療年金係



(4) 保育所の保育料の減免について

火災による建物被害等の状況により、保育所の保育料の減免を受けることができます。

◆お問い合わせ先（担当課）

清須市 健康福祉部 子育て支援課 保育係



(5) 災害見舞金の支給について

火災による建物被害等の状況により、災害見舞金を支給いたします。

◆お問い合わせ先（担当課）

清須市 健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係



(6) 介護保険料の減免及び利用者負担減額・免除について

火災による建物被害等の状況により、介護保険料の減免を受けることができます。

また、要介護認定を受けて介護サービスを利用している方については、利用者負担の減額又は免除を受けることができます。

◆お問い合わせ先（担当課）

清須市 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係



(7) 家財道具の処理について

火災の被害により、廃棄することとなった家財道具の一部を市で処理いたします。

◆お問い合わせ先（担当課）

清須市 市民環境部 生活環境課 廃棄物対策係



(8) 就学援助費について

火災による建物被害等の状況により、学用品費及び給食費等の援助を受けることができます。

◆お問い合わせ先（担当課）

清須市 教育部 学校教育課 学校教育係

※ (2) から (8) までの詳細は、052-400-2911（市役所代表電話）に連絡をしていただき、各担当課にご確認ください。

※ 担当課に連絡をした際には、「□」に「レ点」等を記入していただく、連絡が済んでいるかわかりやすくなります。

※ 被害状況等によっては、支援を受けられないこともあります。